

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊明市は現在、人口約6万8千人前後を推移しているが、65歳以上の高齢者が約25%となっている。今後、人口の減少とともに、高齢者の割合が増加するものと見込まれる。

豊明市の産業は、自動車関連産業、機械金属加工産業、食品や生活関連産業と多岐に渡り、多様な業種が豊明市の経済、雇用を支えている。

事業者への支援策として、工場立地に係る設備投資に関する補助制度や信用保証料助成等を行っているが、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

豊明市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、先端設備等導入計画の認定件数年5件以上を目標とする。

これにより、中小企業の実業性が向上し人手不足が解消されることで、経営の安定や発展につなげることが可能となる。さらに、現在運用している工場立地に係る設備投資の補助制度等の支援策を活用することで、工場等の新たな立地を促進し、東尾張地域の中核都市として更なる経済発展を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上の向上を目標とすることとする。

2 先端設備等の種類

豊明市の産業は、自動車関連産業、機械金属加工産業、食品や生活関連産業と多岐に渡り、多様な業種が豊明市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の実業性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

豊明市の産業は、駅周辺等広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。

豊明市の産業は、自動車関連産業、機械金属加工産業、食品や生活関連産業と多岐に渡り、多様な業種が豊明市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、既存の産業のほか、今後期待される高度先端産業を含めた全業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

市が認定した日から3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 認定後の計画の進捗状況の調査については、事業者の負担に配慮しながら協力を求める。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。